

## 避難情報（警戒レベル）発令に係る留意点について

令和3年5月に内閣府（防災担当）より「避難情報に関するガイドライン」の改定が行われ、新たな警戒レベルが発表されました。それに伴い、気象庁が発令する警報と合わせて、廿日市市が発令する避難情報（警戒レベル）も注視してください。

### 【留意点】

- 避難情報は、地区ごとに発令されます。

発令対象 地区	廿日市・佐方・平良・原・串戸・宮内・地御前・阿品・阿品台・宮園・四季が丘・玖島・友和・津田・四和・浅原・吉和・大野（1～11区）・宮島
------------	---

- 在籍する学校区のどこか1つでも警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されている地区がある場合は、別紙1のとおり対応してください。

※高齢者等とは、「社会福祉施設、学校、医療施設」等の利用者のことで、避難に時間のかかる人を指し、児童・生徒が含まれます。

- 避難情報を得るには、以下の方法等があります。

- ・はつかいちし安全・安心メール配信サービス



QRコードを読み取り、空メール（件名・本文不要）を送信してください。

※QRコードの読み取りができない場合は、[bousai.hatsukaichi-city@raiden.ktaiwork.jp](mailto:bousai.hatsukaichi-city@raiden.ktaiwork.jp)に空メールを送信してください。

- ・廿日市市公式LINE



QRコードを読み取り、友達に追加し、登録してください。